

「京都市MICEデスティネーションPR映像」利用規程

1. 「京都市MICEデスティネーションPR映像」について

本映像は、平成25年度観光庁グローバルMICE戦略都市選定・育成事業の一環で観光庁・京都市・(公財)京都文化交流コンベンションビューローの共同制作により、制作されたものです。

映像の種類は下記の3種類から構成されており、それぞれの目的に合わせた使用が可能となります。

2. 利用者の範囲

原則として、京都で開催を予定するMICEの主催者及び主催者より委託を受けた旅行会社、PCO等とします。

(他府県で開催されるMICEは該当しません。)

3. 各種映像内容と著作権

①WEB公開版(2分47秒)(制作著作:観光庁)

京都をMICE開催地候補として検討いただく際の、開催地としての特徴、インフラ、ユニークベニユーの魅力、歓迎イメージ、京都開催の成功イメージ等を伝える映像。

②プレゼンテーション版(1分39秒)(制作著作:京都市)

京都へのMICE誘致プレゼンテーションを補強し、京都でのMICE開催の成功イメージ等を伝える映像。

③レセプション版(2分1秒)(制作著作:(公財)京都文化交流コンベンションビューロー)

MICEの京都開催時に、すでに訪問している主催者や参加者にこれから始まるMICE開催への高揚感、京都滞在の期待感、体験や消費への刺激を与え、京都への興味を増幅させる映像。

4. 利用申請書

利用を希望する方は、利用申請書(様式1)を事前に提出いただきます。

5. 利用料

利用料は無料とします。

6. 申請内容の変更

申請内容に変更が生じた場合は速やかに再度申請書を提出いただきます。

7. 禁止事項

- 1) 申請書に記入した用途以外の利用及び複製
- 2) 第三者への転貸
- 3) その他所有権もしくは著作権を侵害すると認められる行為

8. 使用上の注意事項

- 1) ②プレゼンテーション版のみ、利用者のプレゼンテーション内容に合わせた編集が可能です。ただし、編集内容について、事前に（公財）京都文化交流コンベンションビューローに必ずご相談下さい。
- 2) プレゼンテーション版を編集して作成した映像について、作成後使用前に（公財）京都文化交流コンベンションビューローにて確認の手続きを取ってください。
- 3) M I C Eプロモーションを目的として使用する場合、放映場所の制限はありません。
- 4) 放映は、パソコンを使用し、プロジェクター及び大型液晶TVによる放映を想定し、DVDプレイヤー等の映像再生専用機を使用することは推奨していません。

9. 映像仕様

- ・ハイビジョン仕様
- ・動画データファイル（拡張子：m p 4）
- ・本映像に使用している映像素材は、各素材提供元にM I C Eプロモーションを目的とした利用について、承諾を得ています。

10. 対外的情報提供への協力

（公財）京都文化交流コンベンションビューローが行う対外的情報提供（会議開催予定等）にご協力をお願いします。

11. 損害責任

申請者が「京都市M I C EデスティネーションPR映像」を利用することにより生じる一切の損害賠償責任は申請者が負うこととします。

12. 遵守規定

以上の規定が遵守されない場合、ただちに利用を中止することとし、申請者は（公財）京都文化交流コンベンションビューローの指示に従っていただきます。